明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務一）　一
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同二）　五

〔告　示〕
○信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失った件（金融庁一九）　六
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（同二〇）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局三七）　三〇
○道路に関する件（同三八）　三一
○道路に関する件（北陸地方整備局一五）
○道路に関する件（中部地方整備局四〇、四一）
○道路に関する件（中国地方整備局三〇）
○道路に関する件（九州地方整備局四四）
○都市計画に関する件（北海道開発局二九、三〇）

〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　三三
九州地方整備局公示（九州地方整備局）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
司法書士名簿登録等関係　八六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八七
会社その他
会社決算公告　八八

省令

○外務省令第一号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改め、別表第四を削除する。